平成２８年（再ロ）第１６号

千葉県市原市能満1926番地57
再生債務者　宮崎　和斗

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第４４号

大阪市阿倍野区文の里４丁目７番15号　マンション紀乃園304号
再生債務者　上野理恵子

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月16日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月十五日
掲載頁　六十六頁（号外第一五八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月十六日
掲載頁　九十四頁（号外第三十一号）

平成二十九年二月二十七日
札幌市中央区南十九条西六丁目三番五号
（甲）エア・ウォーター・ハローサポート株式会社
代表取締役　長谷川　豊
北海道江別市中央町二四番地の一
（乙）株式会社ぷらいむわあく
代表取締役　杉岡　俊彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月二十二日
掲載頁　四十八頁（号外第三十五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月二十二日
掲載頁　四十九頁（号外第三十五号）

平成二十九年二月二十七日
北海道北見市桜町二丁目六三番地
（甲）株式会社山本工務店
代表取締役　山本　貴一
北海道北見市桜町二丁目六三番地
（乙）株式会社北欧ハウジング
代表取締役　山本　貴一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十日
掲載頁　六十七頁（号外第一二九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十日
掲載頁　六十七頁（号外第一二九号）

平成二十九年二月二十七日
福島県いわき市内郷御厩町三丁目一六八番地
（甲）株式会社ＦＳＫ
代表取締役　鬼澤　浩正
福島県いわき市内郷高坂町大町五四番地の六
（乙）株式会社ディ・アクセス
代表取締役　鬼澤　浩正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月十五日
掲載頁　五十三頁（号外第三十号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月十五日
掲載頁　五十三頁（号外第三十号）

平成二十九年二月二十七日
埼玉県川口市東川口六丁目一一番三四号
（甲）株式会社サンケイホールディングス
代表取締役　林　兼芳
埼玉県川口市東川口六丁目一一番三四号
（乙）株式会社リンケン
代表取締役　林　兼芳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　フジサンケイビジネスアイ
掲載の日付　平成二十九年二月十五日
掲載頁　六頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月十五日
掲載頁　五頁

平成二十九年二月二十七日
埼玉県川口市東川口六丁目一一番三四号
（甲）株式会社サンケイ技研
代表取締役　林　茂吉
埼玉県川口市東川口六丁目一一番三四号
（乙）株式会社サンケイ工業
代表取締役　林　兼芳

合併公告

債権者各位
左記会社は合併して、甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。
効力発生日は、平成二十九年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十九年二月二十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.sekisui.co.jp/general/group/notice/tokyokogyo853.html
（乙）http://www.sekisui.co.jp/general/group/notice/kantokogyo407.html
（丙）http://www.sekisui.co.jp/general/group/notice/chubukogyo025.html
（丁）http://www.sekisui.co.jp/general/group/notice/kansaiheim051.html

平成二十九年二月二十七日
埼玉県蓮田市大字黒浜三五三番地
（甲）東京セキスイハイム工業株式会社
代表取締役　野村　俊哉
茨城県笠間市北吉原二八七番地
（乙）関東セキスイハイム工業株式会社
代表取締役　野村　俊哉
愛知県豊橋市明海町三番二二
（丙）中部セキスイハイム工業株式会社
代表取締役　片山　等貴
奈良県奈良市西九条町四丁目三番地の一
（丁）近畿セキスイハイム工業株式会社
代表取締役　小原　光雅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月十三日
掲載頁　二十五頁（号外第七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月十三日
掲載頁　二十五頁（号外第七号）

平成二十九年二月二十七日
埼玉県日高市大字原宿七番地五
（甲）リトラ株式会社
代表取締役　青砥　道洋
埼玉県日高市大字原宿七番地五
（乙）シーエム精機株式会社
代表取締役　青砥　道洋